

(4)自転車修理補助金

本サービス会期中に会員所有の自転車が破損し会員等が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を支給します。なお、給付金額は第20条(4)記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額または2,000円のいずれか低い金額とします。

■第20条（各種給付条件および支払方法）

バックアップサポート

◆本サービスにおいてお見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

- ①サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、かつ転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること。
- ②侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完了していること。
- ③転居先の物件が、当社取扱店の仲介・斡旋であること。
- ④お見舞金の支払いは、有効期間中1回に限ります（2回目以降は対象外です）。
- ⑤支給に際し、当社が指定する必要書類を期日までに全て提出していること。
- ⑥当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆お見舞金をお支払いできない場合

次の各号の、いずれかに該当する場合は、お見舞金は給付されません。

- ①会員等の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び会員等の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他会員等の犯罪行為や会員等の闘争行為による侵入盗難被害
- ②室外ベランダにおける盗難被害
- ③会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- ④会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サーブス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- ⑤戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- ⑥地震、噴火、風・水・雪災その他天災の影響もとの侵入盗難被害
- ⑦核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響もとの侵入盗難被害
- ⑧前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- ⑨盗難の被害が無かった場合
- ⑩警察に速やかに届出をしてない場合
- ⑪侵入盗難被害が発生した日から数えて5日以上、当社に報告しなかった場合
- ⑫転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合
- ⑬会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑭その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

◆お見舞金請求の受付

- 1.当社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査（バックアップサポートに関する各種問い合わせを含みます）を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告するものとします。
- 2.当社は、会員から事故報告を受けた場合、次の事項をご確認するものとします。

- ①住所・氏名・電話番号・性別
- ②被害の発生日時と状況
- ③警察への盗難届けの有無

3.お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に次の書類を添えて当社に提出するものとし、当社が指定した期日までに提出がなされなかった場合には、支給しないものとします。

- ①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号
 - ②当社所定の事故発生報告書
 - ③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類
 - ④被害状況現場の写真
 - ⑤会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
 - ⑥転居先の賃貸借契約書の写し
 - ⑦その他当社が必要と認める書類
- #### ◆お見舞金の支払

当社の調査により、会員の申告した被害がバックアップサポートの対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、最大10万円のお見舞金を給付するものとします。

◆他の給付との関係

バックアップサポートによるお見舞金の給付は、他のサービス、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

(1)宿泊補助金

当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

- ①宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること。
- ②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日含め、当社へ5日以内に提出すること。
- ③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、当社へ5日以内に提出すること。
- ④当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

(2)ガラス交換補助金

当社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金をお振込み致します。

- ①ガラス交換補助金は、年に1回までのサービスであること。
- ②他の保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと。
- ③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社に提出すること。

(3)自転車修理補助金

◆自転車修理補助金給付条件

自転車修理補助金（以下「補助金」といいます）給付の条件は次の通りです。なお、補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付されます。

- ①会員等自身の所有自転車を、自転車修理専門店にて修理したこと（会員等自身が修理した場合は給付対象外とします）。
- ②自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること。
- ③補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限ります。
- ④補助金の支払いは、有効期間中1回に限ります（2回目以降は対象外です）。
- ⑤当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆除外事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金は支給されません。

- ①会員等の所有ではない自転車の修理
- ②盗難被害
- ③戦争その他の変乱による破損被害
- ④地震、噴火、風水害自然災害その他の天災の影響もとの破損被害
- ⑤核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響もとの破損被害
- ⑥前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- ⑦破損が無かった場合
- ⑧自転車修理専門店へ修理を依頼する前に当社への報告がなかった場合
- ⑨自転車修理専門店が発行した領収書の日付から数えて5日以上、当社に報告しなかった場合
- ⑩会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑪会員等が、故意に自ら事故を起こした場合
- ⑫その他当社が不適切と判断する合理的な理由がある場合

(4)補助金請求の受付及び支払い

会員等は自転車修理専門店が発行した領収書の日付から 5 日以内に次の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請をするものとします。なお、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。なお、当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金を振り込むものとします。

◆当社の補助金申請受付時の確認事項

- ①住所、氏名、電話番号、性別
- ②修理が必要となった日時と詳細な状況
- ③自転車修理専門店が発行した領収書

◆当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を提出するものとします。

- ①当社所定の自転車修理補助金申請書
- ②自転車修理専門店が発行した領収書
- ③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④その他当社が必要と認める書類

5.割引サービス

■第21条（目的）

当社は会員等に対して、身の回りのサービスを会員割引価格にて提供します。

■第22条（利用方法）

会員等はパンフレット記載された内容等に従って自らの責任と負担により専用フリーダイヤルから割引サービスを利用できるものとします。

■第23条（内容の変更・注視）

当社が定める割引サービスについて、その他必要に応じて会員承諾、又は事前通知なくサービス内容を変更し、または一部もしくは全部を中止できるものとします。

■第24条（免責）

割引サービスは会員が自らの責任と負担において提供会社と利用するサービスであり、割引サービスの利用により会員等が損害を受けた場合であっても、会員等は自らの責任と負担においてその問題解決にあたるものとし、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

6.生活サービス

■第25条（目的）

生活サービスは、会員の暮らしに役立つ種々のサービス（以下「生活便利個別サービス」といいます）がそれぞれ会員等に提供するものです。

■第26条（利用資格）

生活サービスは、会員等に限り利用できるものとします。

■第27条（利用方法）

会員等は、会員規約及びパンフレットに記載された内容のほか、各生活サービスに関し、生活サービス提供会社の定める規約等にしたがって当該生活サービスを利用するものとします。

ただし、生活サービスの提供時間は、各生活サービスにより異なります。

■第28条（内容の変更・中止）

当社は、生活便利サービスの遂行に必要な場合その他必要に応じて、会員の承諾又は会員への事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

また次の場合は予告なしに生活便利サービスの提供を中断することができるものとします。

(1)震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議

(2)システム障害・停電

(3)本サービスに係わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検

(4)その他予測できない事態

■第29条（禁止行為）

会員等は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1)生活サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2)パンフレットに記載されている内容を越えるサービスの提供を求める行為、又は本規約を逸脱する行為若しくはそれに類する行為
- (3)生活サービスに係わる個人、法人又は団体を誹謗中傷する行為
- (4)生活サービスに係わる個人、法人又は団体が保有する著作権、財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5)生活サービスに係わる個人、法人又は団体に不利益若しくは損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (6)政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- (7)犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
- (8)法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為
- (9)その他、生活サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

■第30条（提供の拒否）

次の事由に該当した場合、当社及びサービス提供会社は、生活サービスの提供を拒否することができるものとします。

- (1)会員等が、本規約に違反した場合
- (2)会員等が、前条の禁止行為を行った場合
- (3)当社が会員等として不適切と判断した場合

■第31条（問題解決）

会員が、生活サービスを利用して又は利用しようとして受けた損害及び生活サービス提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において生活サービス提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

■第32条（免責）

当社は、当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その責を免れるものとします。会員規約またはパンフレット記載内容の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等についても、その責めを免れるものとします。当社は、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、その範囲内でのみ損害賠償の責任を負うものとします。また、会員等が生活サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、生活サービスが正しく機能しない場合でも、当社は一切責任を負いません。